

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	特別障害者手当等支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、特別障害者手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

特別障害者手当等支給事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

## 公表日

令和8年3月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等支給事務
②事務の概要	<p>当該事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号)に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の認定等の事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当)</li><li>2. 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当)</li><li>3. 手当認定等に係る資料の提出等の求めに関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当/経過的福祉手当)</li><li>4. 経過的福祉手当の支給に関する事務</li></ol>
③システムの名称	・福祉総合情報システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表の67
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ol>
②法令上の根拠	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、29、42、80、119、125、146、158、161</p> <p>【情報照会】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局障害福祉部障害支援課
②所属長の役職名	障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7411

9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている</li> <li>・ 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</li> <li>・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。</li> <li>・ 更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分に行っている      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業員に対する教育・啓発         </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">           [      十分である      ]         </div> <div style="width: 50%;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザ認証の管理を行っている。</li> <li>・ アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。</li> <li>・ アクセス権限の管理を行っている。</li> <li>・ 特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長尾 正志	真鍋 昭生	事後	
平成28年7月1日	対象人数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成28年7月1日	取扱者数	平成27年4月13日時点	平成28年4月13日時点	事後	
平成28年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2. 氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当/経過福祉手当)	2. 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務(特別障害者手当/障害児福祉手当/経過福祉手当)	事前	
平成29年10月3日	2. 特定個人情報ファイル名	特別児童扶養手当情報ファイル	特別障害者手当等情報ファイル	事前	
令和8年3月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉共通システム、障害者(児)福祉システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	・福祉総合情報システム・共通基盤システム・統合利用番号連携サーバー・中間サーバー	事前	
令和8年3月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番47行政 手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第38条	番号法第9条1項 別表の67	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>1. 別表第二における情報提供の根拠[別表第二]第三欄(情報提供者)が「市町村長」または「都道府県知事等」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(19,26,56の2,87の項)[主務省令]第13条の2,第19条,第30条,第44条</p> <p>2. 別表第二における情報照会の根拠[別表第二]第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉の支給に関する事務」又は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」又は「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(67,68,69,85の項)[主務省令]第38条</p>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、16、19、29、42、80、119、125、146、158、161</li> </ul> <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表92、93</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	眞鍋 昭生	障害支援課長	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7439	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉局障害福祉部障害者支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7510	堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL072-228-7411	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	